

令和 8 年度あさぎり町における障がい者就労施設等からの物品等の調達 推進方針

令和 8 年 4 月 1 日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の第 1 項に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所等

ア 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

(2) 法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の①から③までの要件を全て満たすもの）

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体 (在宅支援団体)

5 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、障がい者就労施設等が受注可能なものとする。

6 調達の推進方法

(1) 年度毎に前年度の調達実績及び当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を設定し、物品等の調達に努める。

(2) 各部局等は、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、あさぎり町契約規則（平成15年規則第44号）など関連規定に従い、随意契約方式を活用しながら、障がい者就労施設等からの調達の推進に努めるものとする。

(3) 各部局等は、障がい者就労施設等に対し調達を行うときは、可能な範囲で、障がい者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。

(4) 調達担当部署は、本指針及び障がい者就労施設等の情報を町内に周知し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図る。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針の策定または見直しを行ったときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

当該年度の調達目標額は、前年度に障がい者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

9 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。